

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、京都市左京区丸太町川端東入る東丸太町34番12に所在する「京都第2地方合同庁舎」内で飲料自動販売機の設置及び営業を希望する者を次のとおり募集する。

1. 公募内容に関する事項

(1) 件 名

京都第2地方合同庁舎における飲料自動販売機の設置及び営業事業者の募集

(2) 概 要

京都第2地方合同庁舎内に、飲料自動販売機を設置して営業する者を建物使用料の見積り合せにより選定する。

(3) 有償使用許可を行う施設

京都市左京区丸太町川端東入る東丸太町34番12 京都第2地方合同庁舎3階

(4) 募集事業者数

1事業者

(5) 使用許可期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、必要に応じ5年を超えない範囲で期間の更新を行うことができる。

(6) 見積書の提出期限

平成30年1月30日（火）16時30分必着

(7) 見積書の提出場所

〒606-8395 京都市左京区丸太町川端東入る東丸太町34番12
京都第2地方合同庁舎（2階） 近畿財務局 京都財務事務所 総務課 経理係

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の各号に定める内容を全て満たす事業者が参加できるものとする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）及び役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が直近5年以内に法令違反により刑事罰を受ける等の社会的信用失墜行為がないこと。
- (7) 法人等の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び（8）から（11）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に所属する者ではないこと。
- (14) 3年以上の営業実績を有しており、良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

3. 公募事項等説明及び応募要領等貸与の期間、場所

- (1) 期 間 平成30年1月12日（金）～平成30年1月23日（火）（土、日、祝日を除く）
9時00分～16時30分（12時00分～13時00分の間を除く）

(2) 場 所 〒606-8395 京都市左京区丸太町川端東入る東丸太町34番12
京都第2地方合同庁舎(2階) 近畿財務局 京都財務事務所 総務課 経理係

(3) 応募要領等貸与方法

近畿財務局ホームページに掲載する「誓約書(その1)」に必要事項を記入のうえ、当該誓約書を上記場所に提出すること。

4. 応募申込書等の提出

(1) 受付期間 平成30年1月12日(金)~平成30年1月23日(火)(土、日、祝日を除く)
9時00分~16時30分(12時00分~13時00分の間を除く)

(2) 提出場所 〒606-8395 京都市左京区丸太町川端東入る東丸太町34番12
京都第2地方合同庁舎(2階) 近畿財務局 京都財務事務所 総務課 経理係

(3) 提出方法 持参若しくは郵送

5. 見積書の無効

本公告に示した応募参加資格のない者が提出した見積書、応募申込書又は提出資料に虚偽の記載をした者が提出した見積書及び、見積り合せに関する条件に違反した見積書は無効とする。

6. 見積書の記載金額について

許可事業者決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積書には、見積書提出者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

7. 照会先

〒606-8395 京都市左京区丸太町川端東入る東丸太町34番12
京都第2地方合同庁舎(2階) 近畿財務局 京都財務事務所 総務課 経理係
電話 075-752-1417

平成30年1月12日

京都第2地方合同庁舎 管理庁

近畿財務局 京都財務事務所長 樽川 流

募集要領及び仕様書等の貸与を希望する者は、この書類に必要事項を記入のうえ、当該誓約書を、募集要領の交付場所に提出すること。

平成 年 月 日

誓 約 書 (その1)

京都第2地方合同庁舎 管理庁
近畿財務局 京都財務事務所長 殿

住 所
氏名又は会社名
代表者氏名 印
(担当者氏名・連絡先)

下記公募に関する募集要領及び仕様書等の貸与を希望します。
なお、当社は、下記公募に係る見積り合せ参加あるいは国有財産使用許可に関連して以下の事項を誓約します。

1. 近畿財務局京都財務事務所(以下「当局」という。)から貸与された募集要領等(電子データを含む。以下「貸与物」という。)により知り得た一切の秘密情報について、当社・協力企業・下請企業及び各企業の社員等を含め、その秘密性を守り、本件見積り合せ参加及び本件国有財産使用許可以外の目的で使用しないこと。
2. 貸与物は平成30年1月30日までに当局に返却すること。
3. 本誓約書に違反し、当局又は国に損害を与えた場合、当社が損害賠償の責を負うこと。

記

公募件名 : 京都第2地方合同庁舎における飲料自動販売機の設置及び営業事業者の募集

以 上